

【新宿区中小企業向け制度融資】 金融機関受付申請書

令和 年 月 日

○申込事業者記入欄＜申込事業者への説明事項＞

※金融機関ご担当者様は、以下の事項について申込事業者へご説明いただき、申込事業者ご本人が必ずご記入ください。

※新宿区の審査後、紹介状は直接金融機関に送付します。

- 【1】紹介状の申込を金融機関を通じて行うにあたり、金融機関が申込書類一式を新宿区に送付すること。
- 【2】本店登記の所在地に、事業所としての実体があることが申込要件となっていること。
- 【3】新宿区の審査後、制度融資の対象要件や申込書類の不備があった場合、新宿区が必要とする情報を金融機関に確認することや、紹介状の発行可否について金融機関に通知すること。
- 【4】繰上償還等により信用保証協会から保証料が返戻された場合、補助割合に応じて補助金を新宿区に返還すること。
- 【5】新宿区が定める利子補給中止の要件に該当した場合は、利子補給が中止されること。
- 【6】新宿区暴力団排除条例第2条の暴力団関係者に該当していないこと。
- 【7】信用保証料補助に関連して、区が信用保証料等の内容について必要に応じて信用保証協会に照会すること。
- 【8】中東情勢に伴う信用保証料全額補助の申請期限は、令和10年3月31日であること。

【1】～【8】について、金融機関担当者より説明を受け、同意します。

事業所名		代表者名 (自署)	
------	--	--------------	--

○金融機関担当者記入欄

1. 基本3要件＋プラス1の確認（各項目の□欄に☑を入れてください）

I	☐	<法人の場合>（下記①②をいずれも備えていること）
	☐	① 区内に本店があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から1年以上区内にあること
	☐	② 本店と本店登記が区内の同一所在地にあること ※バーチャルオフィスは対象外
	☐	<個人の場合>
	☐	区内に事業所があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業していること ※バーチャルオフィスは対象外（個人事業主で区内在住1年以上の場合は都内の事業所も可）
II	☐	東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること （許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、許認可等を受けていること）
III	☐	住民税、事業税を滞納していないこと
IV	☐	新宿区制度融資を利用したことがある

2. お申込みする融資制度 ※該当する融資制度に○を付してください。

商工業資金・小規模企業資金・小規模企業特例資金（小口）・経営応援資金・債務一本化資金・地場産業資金

3. 既存債務返済の有無 → ☐ 有：既存債務返済について記入必須 ☐ 無：既存債務について記入不要

既存債務 返済額	千円	基準日	令和 年 月 日時点
-------------	----	-----	------------

※借換対象制度：商工業資金、小規模企業資金、小規模企業特例資金（小口）及び債務一本化資金。借換は同一制度に限ります。（債務一本化資金を除く）

※既存債務返済額及び新規借入額が返済日等の条件により、金額が変更した場合は区で修正します。

4. 金融機関受付確認事項

- ☐ <申込事業者への説明事項>について、事前に説明を行いました。
- ☐ 申込事業者から中東情勢による影響についてヒアリングしました。
- ☐ 申込事業者について、区内に本店があることを確認しました。
- ☐ 申込事業者について、本店と本店登記が同一所在地にあることを以下の方法で確認しました。

※確認方法（どれかひとつにチェックしてください。）

☐ 現地確認 ☐ 確定申告書の地代家賃内訳書 ☐ 公共料金の郵便物 ☐ その他（ ）

〈裏面に続く〉

5. 申込必要書類の確認（期限があるものについては、金融機関が受け付けた日を基準日とします）

〈共通〉

No.	☑	法人	No.	☑	個人
1	☐	制度融資紹介申込書	1	☐	制度融資紹介申込書
2	☐	事業税の納税証明書 ・発行日から3ヶ月以内 ・申告書の申告年度と同一年度 ・非課税の場合でも証明書が必要	2	☐	事業税の納税証明書 ・発行日から3ヶ月以内 ・申告書の申告年度と同一年度 ・非課税の場合は不要
3	☐	代表者の住民税の納税証明書 ・発行日から3ヶ月以内 ・非課税の場合は非課税証明書 ・複数代表（連帯債務）は各人分 ・納付期日までの納付が確認できること	3	☐	代表者の住民税の納税証明書 ・発行日から3ヶ月以内 ・非課税の場合は非課税証明書 ・複数代表（連帯債務）は各人分 ・納付期日までの納付が確認できること
4	☐	履歴事項全部証明書 ・発行日から3ヶ月以内	4	☐	住民票 (新宿区外かつ都内に営業本拠があり、区内に1年以上お住まいの方のみ必要) ・発行日から3ヶ月以内 ・1年以上区内に居住していることがわかること
5	☐	法人税確定申告書・決算書（写） ・勘定科目内訳書含む全ページコピー ・税務署受付印のあるもの（直近1期分） ・電子申告の場合は、メール詳細（又は受信通知）も必要			
6	☐	試算表（写） ・決算後6か月を超えた場合その後の試算表 (決算の翌月から申込月の前月または前々月までの累計がわかるもの)	5	☐	所得税確定申告書 ・青色申告決算書、収支内訳等付属書類のあるもの ・税務署受付印のあるもの（直近1期分） ・電子申告の場合は、メール詳細（又は受信通知）も必要
7	☐	見積書（設備資金の場合のみ） ・見積の内訳があるもの ・有効期間内であること。記載がない場合 発行日から1か月以内。 ・宛名は法人名	6	☐	見積書（設備資金の場合のみ） ・見積の内訳があるもの ・有効期間内であること。記載がない場合 発行日から1か月以内。 ・宛名は個人事業主の氏名

〈債務一本化資金〉※他行の文も含め一本化（借換）する場合のみ

No.	☑	法人	No.	☑	個人
8	☐	借換依頼書（東京信用保証協会所定の用紙）	8	☐	借換依頼書（東京信用保証協会所定の用紙）
9	☐	借換同意書（東京信用保証協会所定の用紙）	9	☐	借換同意書（東京信用保証協会所定の用紙）

〈地場産業振興資金〉※兼業の場合のみ必要

No.	☑	法人	No.	☑	個人
8	☐	最近12ヶ月の業種別売上構成比がわかる資料 例：試算表、売上台帳	8	☐	最近12ヶ月の業種別売上構成比がわかる資料 例：試算表、売上台帳

〈経営応援資金〉

No.	☑	法人	No.	☑	個人
8	☐	経営応援資金申請書	8	☐	経営応援資金申請書
9	☐	比 売 場 較 合 上 す 高 る 度 次のうちのいずれか1点 ①試算表（月別売り上げが判断可能なもの） ②総勘定元帳の売上欄の原本またはコピー ③法人概況説明書 ④得意先別の明細のある月別売上資料 ※直近3か月間または6か月間の月別資料及び 前年同月分が必要	9	☐	比 売 場 較 合 上 す 高 る 度 次のうちのいずれか1点 ①試算表（月別売り上げが判断可能なもの） ②売上帳等の原本またはコピー ③売上伝票及び売上集計伝票 ④現金出納帳等のその他月別売上が判断できる資料 ※直近3か月間または6か月間の月別資料及び 前年同月分が必要
	☐	比 営 場 較 合 業 す 利 る 益 で 試算表（月別営業利益が判断可能なもの） ※直近3か月間または6か月間の月別資料及び 前年同月分が必要		☐	比 営 場 較 合 業 す 利 る 益 で 次のうちのいずれか1点 ①試算表（月別営業利益が判断可能なもの） ②月別売上、仕入、営業経費の分かる帳簿等

1～5について、内容を確認しました。

金融機関名	担当者
支店名	連絡先TEL

※金融機関受付は、紹介状の到着まで2週間程度要します。お急ぎの場合は、区での面談による申込をご利用ください。